

別表２（第３条関係、見舞いの支出対象者の範囲）

教育委員（現職）
市立小・中学校長（現職）
市立小・中学校教頭（現職）
市立小・中学校児童・生徒（学校管理下の事故による入院の場合）
市議会議員（現職）
教育委員会委嘱の各種委員（現職）
その他（上記以外で特に教育委員会が必要と認める者）

＊対象は、本人のみ